

山梨県知事 殿

寄 附 申 出 書

※本プロジェクトで選べる特産品は
下記の商品(8品)のみとなります。

私は、山梨県を応援するために、次のとおり寄附（ふるさと納税）を申し出ます。

金 円

(ふりがな) お名前			
ご住所	〒	-	
ご連絡先	電話		
	FAX		
	e-mail	@	

■寄附金額 10,000 円～	
1	梨北米 5kg
2	完熟桃をまるごとギュッと!100%桃ジュース 1000ml 2本セット
3	山梨の地ワイン 2本セット(シャトレーゼ 赤白)
4	ミネラルウォーター 富士山麓四季の水 500ml×48本(軟水)
■寄附金額 15,000 円～	
5	サントネージュワインお届け 山梨産甲州とマスカット・ベリーA 飲み比べセット (2023年11月1日の申込みまで)
6	桔梗信玄餅 10個入×2箱 <さとふる限定>
■寄附金額 30,000 円～	
7	第2弾!山梨のワイン甲州 4本セット(白)
■寄附金額 100,000 円～	
8	シャトー・メルシャン「アイコン」シリーズ赤白ワインセット

■寄附の用途 山梨県立日川高等学校グラウンドの人工芝生化事業

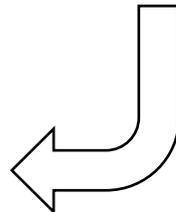
※寄附が募集金額に達しなかった場合、事業の内容を変更することや、事業を廃止することがあります。この場合、寄附金は日川高校における他の整備事業等に活用させていただきます。

■お礼として特産品をお贈りします（1万円以上寄附していただいた『山梨県外在住』の方限定）

※お贈りするの1回の申出に1品となります。（年間の寄附回数に制限はありません）

寄附金額に応じ、希望する特産品名を上記8品よりお選びいただき、ご記入ください。

特産品名



特産品は贈らなくてよい（特産品不要の方はこちらにチェックしてください）

■寄附金は、後日（2週間程度）、山梨県から郵送される納付書により、金融機関※で納付をお願いします。

※山梨県内の各金融機関の他、全国のみずほ銀行および郵便局で納付できます。 ←裏面を参照ください。

※山梨県外の郵便局での納付を希望される方は、専用の用紙をお送りしますので次にチェックをお願いします。

【 郵便局（山梨県外）での納付を希望する】

■ふるさと納税による所得税・住民税の寄附金控除を受けるためには、寄附の受領証明書（寄附収納後に「さとふる」から発送）を添付して確定申告を行う必要があります。（ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用者を除く。）

★ふるさと納税寄附金控除を受ける方

→以下の1～3の項目についてご確認うえ、該当箇所にチェック☑と記載をお願いします。

★ふるさと納税の寄附金控除を受ける予定のない方

→寄附金の納付完了をもって手続き終了となります。以下の2～3に回答いただき、本申出書を送付願います。

1 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請書のご要望 ←裏面を参照ください。

要望する → 生年月日（ 年 月 日）

※後日送付する申請書に記入・捺印し、ご返送いただく必要があります。

2 ホームページへの御芳名の掲出について

ホームページへの名前の掲載を承諾する

この事業へ寄附していただいた方を対象に、御礼として学校・同窓会ホームページに御芳名を掲出させていただきます。

3 銘板への御芳名の掲出について（3万円以上寄附していただいた方限定）

銘板への名前の掲載を承諾する

この事業へ寄附募集期間内に総額3万円以上（1度の寄附が3万円以上の場合、または複数回の寄附の合計が3万円以上の場合のどちらも対象となります。）寄附していただいた方を対象に、御礼としてグラウンド敷地内に設置予定の銘板に御芳名を掲出させていただきます。

※この申出書でいただいた個人情報、ふるさと納税(寄附金)の取扱い事務及び特産品発送事務並びに学校・同窓会での御礼に関する事務以外の目的では一切使用いたしません。※寄附申出書の記載にあたっては、裏面の注意もご確認ください。

注意事項

○令和5年12月2日(土)以降の納付書払いによる寄附申出は翌年の寄附として取り扱う場合があります。

○今後の流れ

- ① 寄附申出書（表面）に必要事項を記載してください。
- ② 記載した寄附申出書を日川高等学校に FAX 又は郵送でお送りください。
- ③ 寄附申出書が届いてから2週間程度で、「山梨県」から納付書が届きますので、この納付書により寄附金を下記の金融機関※にて納付してください。（領収書は保管しておいてください。）

※金融機関について

山梨県内の各金融機関、みずほ銀行本支店及びゆうちょ銀行及び郵便局で納付することができます。ただし、首都圏以外のゆうちょ銀行、郵便局の場合、手数料がかかりますのでご注意ください。

- ④ 寄附金を納付した後、山梨県へのふるさと納税業務の委託先である「さとふる」から寄附の受領証明書が届きます。ふるさと納税による所得税・住民税の寄附金控除を受けるためには、この受領証明書が必要となります。寄附金の控除を受ける予定がない方は、（受領証明書は届きますが）③で寄附金の納付完了をもって手続き完了となります。
- ⑤ 確定申告 ふるさと納税による所得税・住民税の寄附金控除を受けるためには、寄附の受領証明書（寄附収納後に山梨県が委託するふるさと納税サイト「さとふる」から発送）を添付して確定申告を行う必要があります。（ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用者を除く。）④で受け取った受領証明書を添付して確定申告し、寄附金の控除を受けてください。

○寄附申出書記載時の留意事項

① 特産品（返礼品）の送付について

1万円以上寄附していただいた「山梨県外在住の方」にはお礼の特産品をお送りします。表面「返礼品一覧」から寄附金額に応じ、希望する特産品を選んで特選品番号と商品名を記載してください。特産品が不要の方は、「特産品は贈らなくてよい」にチェックしてください。

金額や詳細はふるさと納税サイト(さとふる)山梨県（県庁）【山梨県立日川高等学校のグラウンドを人工芝に!】のページをご確認ください。

https://www.satofull.jp/projects/business_detail.php?crowdfunding_id=273

また、特産品は離島にはお届けできません。あらかじめ御了承ください。

② ワンストップ特例制度とは？

ふるさと納税による寄附金の控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要がありますが、確定申告が不要な給与所得者などについて、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先（山梨県）に申請することにより、確定申告不要で住民税の控除を受けられる手続きの特例です。

この制度の適用を希望される方については、後日山梨県が委託するふるさと納税サイト「さとふる」から届く書類に必要事項記載のうえ、別途返送いただく必要があります。寄附申出書の「ワンストップ特例制度」の申請書のご要望の「要望する」にチェックのうえ、生年月日を記載してください。

③ ホームページへの御芳名の掲出、銘板への名前の掲載について

ご承諾いただける場合は必ずチェックをお願いします。（銘板への掲載については、累計3万円以上のご寄附をいただいた方のみ）

送付先・お問い合わせ先

山梨県立日川高等学校 事務室

〒405-0025 山梨県山梨市一町田中1062

電話 0553-22-2321

FAX 0553-22-7121